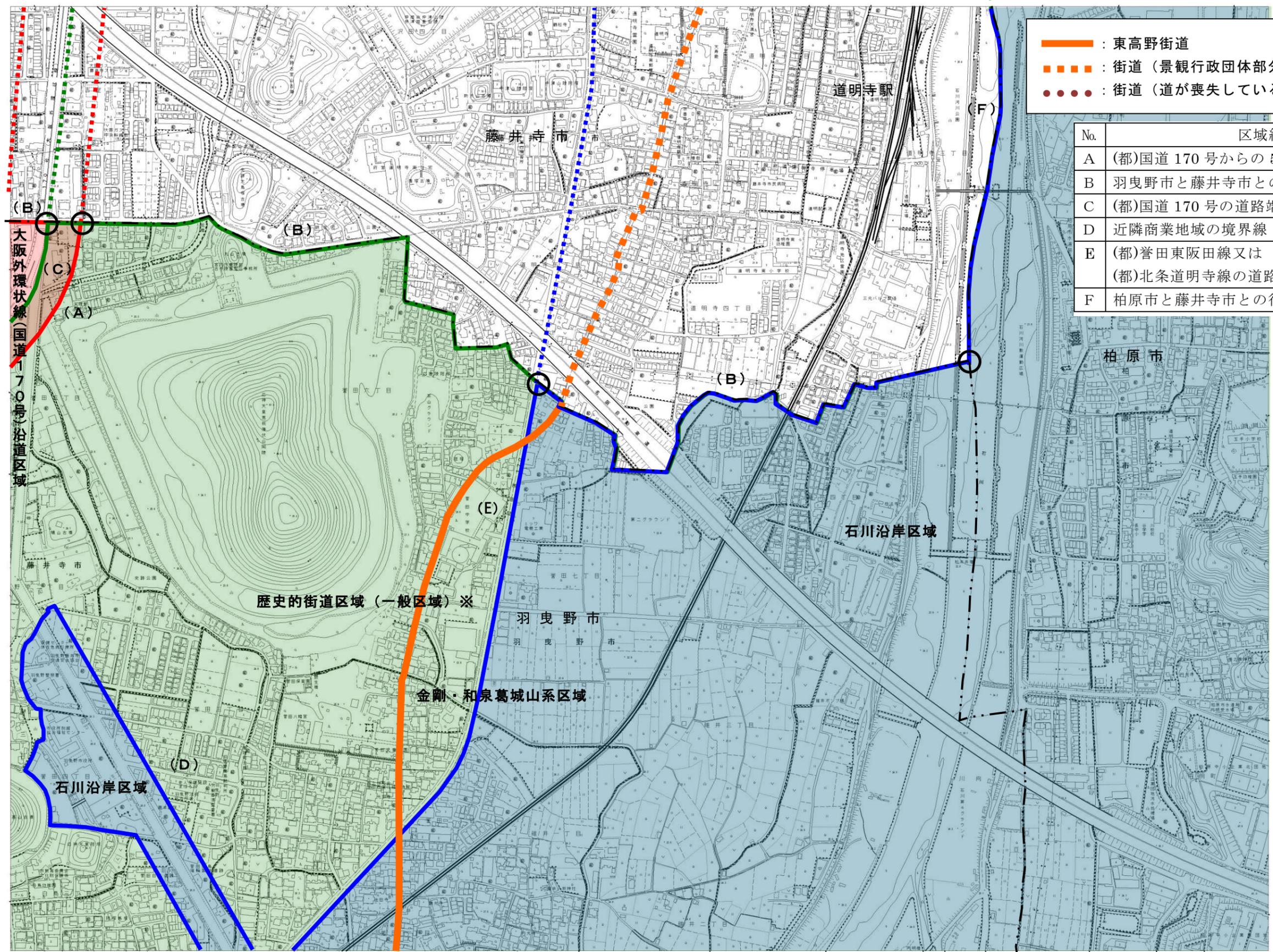


- : 東高野街道
- - - - : 街道（景観行政団体部分）
- : 街道（道が喪失しているところ）

No.	区域線
A	(都)国道 170 号からの 50m の後退線
B	羽曳野市と藤井寺市との行政界
C	(都)国道 170 号の道路端
D	近隣商業地域の境界線
E	(都)誉田東阪田線又は (都)北条道明寺線の道路端
F	柏原市と藤井寺市との行政界



※歴史的街道区域（一般区域）は、大阪府域の歴史的街道及びその沿道の区域（道路の端から両側 10m の幅の区間を合わせた区域）です。